

青健福第1220号
令和4年12月9日

各医療・福祉施設等関係団体の長 殿

青森県健康福祉部長
(公印省略)

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱について

平素から、本県の健康福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、昨今の物価高騰を受け、国において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されたところです。

これを受け、県では、コロナ禍の長期化に加え、原油や原材料価格の高騰等により厳しい環境が続く事業者等への支援として、医療・福祉施設等に対し支援金を支給する事業を実施することとし、下記のとおり支給要綱等を制定いたしましたので、お知らせします。

なお、支援金の申請は、令和5年1月4日以降に受付予定であり、具体的な申請手続等につきましては、当事業の事務局(委託先)から支給対象医療・福祉施設等に、12月下旬以降、順次ご案内する予定としていることを申し添えます。

記

1 要綱等

- (1) 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱
- (2) 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金リーフレット【暫定版】
- (3) 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金Q&A

2 要綱等関係資料掲載ホームページURL

<http://cms.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/iryoufukushishienkin.html>

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 コロナ禍の長期化に加え、原油や原材料価格の高騰等により厳しい環境が続く事業者等への支援として、医療施設等、高齢者施設等、障害児者施設等、保護施設、児童入所施設等、保育施設（以下「医療・福祉施設等」という。）を対象に医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することとし、支援金の支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支給対象医療・福祉施設等)

第2条 支給対象は次のいずれにも該当する医療・福祉施設等とする。

- (1) 所在地が青森県内にある別表の「区分」欄に掲げる医療・福祉施設等
- (2) 令和4年11月1日時点で事業を実施している医療・福祉施設等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する医療・福祉施設等は、支給の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 県税に未納がある者
- (4) 令和4年度中に、青森県が実施する他の物価高騰対策支援事業により、支援を受けた者又は支援を受ける予定の者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとし事が認められたもの

(支給額)

第3条 支援金の支給額は、別表の「支給金額（1医療・福祉施設等当たり）」欄の区分に応じ、「固定支給額」欄と「単価支給額」欄を合計した額とする。

(支給回数)

第4条 支援金の支給は、1医療・福祉施設等につき1回限りとする。

(申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、医療・福祉施設等物価高騰対策支援金申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(不支給決定)

第6条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給しないことを決定したときは医療・福祉施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書(様式第2号)により、申請をした者に通知する。

(支援金の返還)

第7条 知事は、支援金支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第8条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。